|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日  　　　　　安 芸 高 田 市 長 　様  事業主住所    固定資産税の課税免除（不均一課税）を受けるにあたり要件とされている租税特別措置法第１２条又は第４５条の規定に基づく特別償却の適用については，次のとおり規定には該当していますが，２の理由によりこれらの規定に基づく特別償却は行っていません。  　１　該当する規定  ①　租税特別措置法第１２条（第４５条）第1項の表の第1号  ② 租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第1号  ③　租税特別措置法第１２条第３項（第４５条第２項）の表の第2号  ④　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　２　特別償却を行わなかった理由 |

（注）１については，該当する規定の番号を○印で囲むこと。